

## 校舎等の管理に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立鶴舞看護専門学校学則第35条の規定により、校舎等の管理に関する必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「校舎等」とは、千葉県立鶴舞看護専門学校の建物及びその敷地、並びにこれらに対する付属物で校長の管理下にあるものをいう。

(校舎等管理者)

第3条 校長は、校舎等の管理を行うため、校舎等管理者(庶務教務課長)を置く。

2 校舎等管理者は、校長の指示を受けて、火災予防、盗難防止等を図るため、校舎等維持管理を行う。

(出入者の検査)

第4条 校長は、校舎等に出入りしようとする者に対し、その氏名及び出入りの目的を求めることができる。

(入口の開閉)

第5条 校舎等の出入口の開放時間は、原則として8時30分から17時15分までとする。ただし、校長が必要であると認めるときは、これを変更することができる。

2 開放時間外に校舎を使用するときは、校長の許可を受けなければならない。

3 学校の休業日及び校長が必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、校舎等の出入口を閉じることができる。

(校舎等の使用許可等)

第6条 校舎等の使用を希望する者は、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受ける者は、使用期日の7日前までに、校長に申請しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。

3 校長は、前項の申請を受けたときは、使用の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

4 校長は、校舎等の使用目的が学校の教育目的に妨げがあると認めるときは、許可しないものとする。

5 校長は、第1項に規定する許可に校舎等の管理上必要な範囲内で条件をつけることができる。

(使用者の義務)

第7条 前条第3項の規定による使用許可通知を受けた者は、(以下「使用者」という。)校舎等の使用に際して、前条第5項の規定により付された許可の条件があるときは、当該条件及び第11条(校長の指示)の規定による指示に従わなければならない。

(違反者の措置)

第8条 校長は、使用者が前条の規定に違反したときは、使用許可の取り消し又は中止させることができる。

(使用変更等)

第9条 使用者は、申請事項の変更が生じたときは校長の許可を受けなければならない。

(使用後の届出)

第10条 使用者は、校舎等の使用を終了したとき、又は中止したときは、速やかに現状に復し、その旨を校長に届け出なければならない。

(校長の指示)

第11条 校長は、校舎等の維持管理上必要があると認めるときは、校舎等の使用状況について調査し、使用者に対し適切な指示をすることができる。

(使用者の損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失により、校舎等の設備、備品等を破損したときは、当該破損による損害の額に相当する額を賠償しなければならない。

(掲示等の許可)

第13条 校舎内で、印刷物・ポスター・看板その他これに類する物(以下「掲示物等」という。)を掲示又は配布しようとする者は掲示物等を提示して校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の許可の申請を受けたときは、可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。